

議案第 1 2 号

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

墨田区職員定数条例（昭和 4 6 年墨田区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「1, 8 7 4 人」を「1, 8 5 9 人」に、「1, 8 9 5 人」を「1, 8 8 0 人」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

業務の民間委託の推進、事務事業の見直し等により、職員の定数を改める必要がある。